

労働時間対策としての生産性向上について

船岡社会保険労務士事務所
所長

(一社)名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士

船岡和彥

多くの企業が、長時間労働の是正の必要性から、「早く帰りましょう」といふ呼びかけや、ノー残業デーなどの残業時間を減らす取り組みを行っていますが、なかなか思うような結果になかなかつていないと、いう声をよく耳にします。

実はこの残業削減に成功している企業の多くは、「生産性向上」にも合わせて取り組んでいるケースが多いのです。

「習慣性」／「無駄な会議」
「上司より先に退社できな
い」などが上げられていま
す。

ます業務の年間計画、各日・各週・各月のルーティンワーク、想定でできる臨時業務を明確にし、そこに投下されている時間や社員数などを把握します。そしてその業務が経営資源に見合った効果を挙げているのか検討し、効果が見られなければ削減・縮小・方向性の転換などを図ります。細かな業務になると担当する社員しか知らないケースが多いため、管理職から「業務の整理・整頓」の意義をよく説明し、業務内容を漏れなく把握する必要がありま

す。

業務の整理・整頓には時間と労力がかかりますが、削減できる労働時間もかなりの時間が捻出できるはずであり、生産性向上には大きな効果があるのです。ま

た。それまで特定の社員しか知らなかつた業務の内容



では効果はなく、本気で「ムダな会議」を削減するなら、経営陣や管理職が関わる会議から改革に着手するべきです。まず会議の目的・内容を精査して統廃合し、会議時間にも厳密な制限を設けたり、事前に会議内容の情報共有を行うこと

する日本社会では女性、高齢者、外国人など、人材の多様化が進むことは間違はありません。長時間労働を良しとしない若者が増えていることもあり、多様な働き方を提案できることは採用面での効果も期待できます。当然ながら、「業務の整理・整頓」も人事評価制度の改革も、一筋縄でいく課題ではありませんが、経営者自ら旗を掲げ、発信し、取り組み続けることで社内の空気や社員の意識は変わっていくはずです。

当協会では、労働時間に 対する知識を高め、管理を 適正に行うことで企業発展 につなげる制度に改善する 「適正管理・改善のための 労働時間管理研修」を行つ ています。次回の研修は、詳 平成30年9月19日です。詳 しくは、当協会ホームページへ

平成30年9月19日です。詳
しくは、当協会ホームページ
ジもしくは総合受付（☎0
52-961-1666）
にお問い合わせ下さい。

イラスト・森沢康代